

脱炭素化推進事業

○ 地球温暖化対策の推進に関する法律に規定する地方公共団体実行計画に基づいて行う公共施設等の脱炭素化に係る地方単独事業(事業期間は令和12年度まで)

1. 対象事業 ※事業費 1,000億円(令和8年度)

- ① 再生可能エネルギー設備等の整備に関する事業 (太陽光発電設備、バイオマス発電設備、熱利用設備 など。ただし売電を主たる目的とする場合には、地域内での消費を主たる目的とするものに限る。)
- ② 公共施設等をZEB基準に適合させるための改修事業等 (空調設備、照明設備、太陽光発電設備(売電を主たる目的とするものを除く) など)
- ③ 公共施設等を省エネ基準に適合させるための改修事業 (空調設備、給湯設備 など。) ※建物全体が省エネ基準を満たす場合に加え、各設備が個別に基準を満たす場合も対象。
- ④ 公共施設等のLED照明導入のための改修事業
- ⑤ 電動車の導入 (公用車に係る電気自動車、燃料電池自動車、プラグインハイブリッド自動車、ハイブリッド自動車) 及び充放電設備の整備 (主として公用車に充電を行うもの)

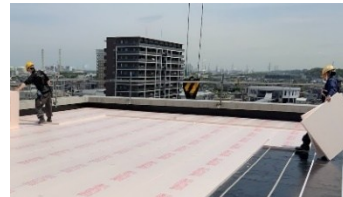
※ ①及び②は、新築・改築も対象。また、太陽光発電設備の整備には、建材一体型太陽光発電設備及びペロブスカイト太陽電池を含む。

※ ZEB (Net Zero Energy Building) とは、一定の省エネルギーを図った上で、再生可能エネルギー等の導入により、エネルギー消費量を更に削減した建築物

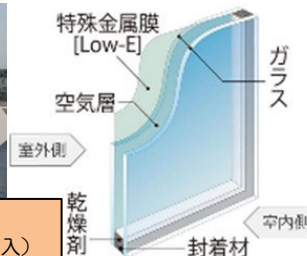
【事業イメージ】



再生可能エネルギー(太陽光)設備

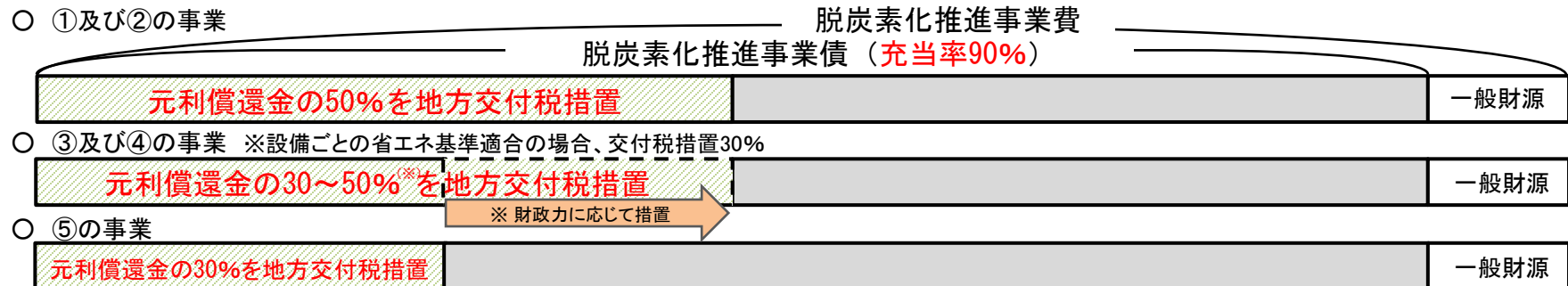


公共施設等のZEB化
(屋根の高断熱化・複層ガラスの導入)



電気自動車の導入

2. 充当率・元利償還金に対する交付税措置



※なお、国庫補助を活用して地方公共団体が公共施設等にペロブスカイト太陽電池を導入する事業については、その地方負担について一般補助施設整備等事業債の対象(充当率90%、元利償還金に対する交付税措置50%)